



# 養父市特定不妊治療費助成事業

R7.4.1～

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦に対して、経済的な負担を軽減するため治療費を助成します。特定不妊治療の通院交通費助成（準備中）も合わせて申請してください。

また、治療が高額となる場合の給付制度「高額療養費制度」はマイナンバーカードを保険証として利用すると限度額証として利用できます（※医療機関が複数・院外処方の場合、手続きが必要な場合があります。詳細は保険者にご確認ください。）

<p>助成対象者</p>	<p>以下に該当している方が対象です。</p> <p>①特定不妊治療をした期間及び申請日に養父市に住所を有する、法律上の婚姻又は事実婚をしているご夫婦</p> <p>②保険が適用された治療を受けられた方</p> <p>③体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）を受けた方（保険診療との併用が認められている先進医療・オプション治療等を含む）</p> <p>④特定不妊治療を実施し、妊娠判定まで至った方、又は医師の判断によりやむを得ず治療を中断された方</p> <p>※妊孕性温存治療又は同等の助成等を受けている方は対象外。</p>																
<p>治療区分毎の助成額</p> <p>通算助成回数</p>	<p>○助成内容</p> <table border="1" data-bbox="435 1032 1465 1675"> <thead> <tr> <th>治療内容</th> <th>1回あたりの助成上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 新鮮胚移植を実施</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>C 以前に凍結した胚による胚移植を実施</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>F 採卵したが卵が得られない又は状態よい卵が得られないため中止</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td> <b>■男性不妊治療</b>            特定不妊治療の一環で行った男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための治療）にかかった費用の自己負担額の一部助成を行います。         </td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 採卵に至らないケース（侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。</p> <p>○通算助成回数（出産・死産の場合回数はリセット）</p> <p>治療期間開始日における妻の年齢が</p> <p>40歳未満：1子ごとに通算6回まで</p> <p>40歳以上43歳未満：1子ごとに通算3回まで</p> <p>※申請に基づき、助成回数は1子ごとにリセットができます。</p> <p>※妊娠12週以降に死産に至った場合も助成回数のリセットができます。</p> <p>※リセット後の助成回数の上限については、出産後の初回治療開始日における妻の年齢をもとに判断します。</p>	治療内容	1回あたりの助成上限額	A 新鮮胚移植を実施	10万円	B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	10万円	C 以前に凍結した胚による胚移植を実施	5万円	D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	10万円	E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止	10万円	F 採卵したが卵が得られない又は状態よい卵が得られないため中止	5万円	<b>■男性不妊治療</b> 特定不妊治療の一環で行った男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための治療）にかかった費用の自己負担額の一部助成を行います。	5万円
治療内容	1回あたりの助成上限額																
A 新鮮胚移植を実施	10万円																
B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	10万円																
C 以前に凍結した胚による胚移植を実施	5万円																
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	10万円																
E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止	10万円																
F 採卵したが卵が得られない又は状態よい卵が得られないため中止	5万円																
<b>■男性不妊治療</b> 特定不妊治療の一環で行った男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための治療）にかかった費用の自己負担額の一部助成を行います。	5万円																

<p>通算助成回数</p>	<p>○その他助成等を受けている場合は、自己負担額からその他の助成等を除いた額と上記治療区分毎の助成上限額を比較しいずれか低い方を助成します。</p>
<p>申請期間</p>	<p>治療が終了して3か月以内、または治療が終了した年度末日のどちらか遅い日まで。但し、高額療養費、県※や健康保険の助成金等に該当し給付を受けた場合、それらの助成金が給付された金額の決定通知があった日から3か月以内</p> <p style="text-align: center;">※ 兵庫県では不妊治療における先進医療及び 通院交通費助成があります。詳しくはこちら➡</p> 
<p>申請関係書類等</p>	<p>① 養父市特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書  ② 養父市特定不妊治療費助成事業受診等証明書  ③ 助成金の振り込みを希望する通帳の口座番号のわかるもの（夫婦どちらでも可）  ④ 医療機関が発行した領収書及び診療明細書  ⑤ 高額療養費、県や健康保険の助成金等に該当し給付を受けた場合、給付された金額のわかる決定通知書  ⑥（事実婚の場合）事実婚関係に関する申立書</p>
<p>支給方法</p>	<p>承認決定通知後、申請者の指定口座へ振り込み</p>
<p>ご相談申請窓口</p>	<p>養父市広谷 250-1（養父地域局 2F）  養父市こども・夢・えがお部子育て応援課  TEL：079-664-0315</p>